

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年5月27日
長島信用金庫
金融整理管財人

I. はじめに

長島信用金庫（以下「当金庫」という）は、平成13年12月28日、預金保険法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を金融庁長官より受けるとともに、同日付で「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。

これを受け、金融整理管財人は平成14年4月16日に報告書を提出いたしましたが、本報告書は、預金保険法第83条に基づき行いました当金庫の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当金庫の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人の一人で弁護士である室木徹亮金融整理管財人を中心として、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告します。

2. 刑事責任追及について

預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じ、当金庫の旧経営陣に対し具体的な金融犯罪に該当する行為があったとして刑事告訴等、訴追請求を行うべき事案があるかどうか慎重に調査・検討を行ってまいりましたが、現在までにそうした事案を特定するには至っておりません。

3. 民事責任追及について

（1）旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

第一に、余資運用については、損害賠償に結びつくような個別・具体的法令違反が認められるかどうかを調査し、次に、これらの運用を決定した背景を明らかにするために当時の当金庫の実態的な財政状況の調査を行い、違法性の有無の検討を行うこととしました。

第二に、貸出運用については、個別融資案件のうち大口焦げ付き先に対し、融資関係の稟議書等の内容を精査し、融資に至った経緯、担保の徴求状況、回収手続等を中心に、不良債権の発生に至った背景や稟議状況との因果関係が認められるかを含めた調査を行い、その融資行為に損害賠償に結びつくような個別・具体的法令違反や任務懈怠の有無について、融資担

当者等の関係者から事情聴取を行うなど、あらゆる見地から検証を行い、総合的に判断いたしました。

4. 調査結果

(1) 余資運用に関する調査結果

当金庫は、従来から恒常的に預貸率が低い構造であったため、預貸差額金を、ハイリスク・ハイリターンの有価証券、特に利回りのよい外国証券に投資してきました。

具体的には、平成5年より利回りの良いトルコ国債などの外国証券の購入を始め、アルゼンチン国債については、平成8年6月から購入を開始しており、最終購入の平成10年7月まで10回にわたり同国債を購入していましたが、一方では、資金繰りのために購入したアルゼンチン国債を売却していました。この様にして、アルゼンチン国債の購入、売却を繰り返し、平成13年11月末時点で、4口合計で額面が金4億円のアルゼンチン国債を保有していました。ところが、アルゼンチン国債が暴落し、その価値が10分の1程度になったことが、当金庫が破綻した原因の一つとなっています。

当金庫が外国証券を購入するに際しては、ほとんど理事長の一人の判断で行っており、しかも、有価証券の購入にあたり当然心がけるべき各種リスクに対する十分な配慮を欠いていたものと判断されます。

(2) 不良債権を発生させた融資案件に関する調査結果

当金庫が破綻した最大の原因は、大口融資先である4社の相次ぐ倒産で多額の不良債権を抱えたことです。

この4社への融資は、トップダウン方式、すなわち、債務者が直接理事者に融資を依頼し、これを受けて理事者の協議で融資を決定し、それから融資担当者に連絡をして形式的な稟議書を作成するという方法で行われていました。

その結果、融資の際には当然行われるべき債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の確認等が十分行われておらず、債務者の能力以上に融資され、しかも、保全面においても担保評価の甘さから多額の保全不足が発生していました。

さらに、大口融資先4社の中には、貸付限度額の問題を回避するため、多額の迂回融資が行われていたことも確認できました。

5. 調査結果に基づく検討

(1) 損失を発生させた余資運用について

アルゼンチン国債の暴落は、平成13年4月以降からで、また、同年9月11日の米国でのテロ事件も深く影響したものです。

確かに、ハイリスク・ハイリターンの有価証券を運用するにあたって心がけるべきリスクの認識やそれへの対策等を配慮すべきであったと言えるものの、国債の暴落という異常事態を事前に予見することは極めて困難であったと言えます。従って、この点に関し、直ちに損害賠償に結びつくような具体的で明らかな法令違反や損害の発生について具体的な予見可能性があったとの判断を確定することは困難であり、現時点では責任追及に踏み切るまでには至りませんでした。

(2) 不良債権を発生させた融資案件について

相次いで倒産し、当金庫の最大の破綻原因を作った大口融資先4社に対する融資が理事者からのトップダウン方式で行われていたため、融資の際に当然行われるべき債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の確認等が十分行われておらず、債務者の能力以上に融資され、しかも、保全面においても担保評価の甘さから多額の保全不足が発生していたことや、多額の迂回融資が行われていたことは前述したとおりです。

調査の中で問題があるとした融資案件は、次のとおりです。

- ① 債務者が他の先の連帯保証をしていましたが、連帯保証先が銀行取引停止処分を受けたため、当債務者が一時に多額の連帯保証債務の履行を求められました。

当金庫はこれを知りながら、当債務者の連鎖倒産を防ごうとして、半年の間に融資を次々に行いましたが、結局、当債務者は自己破産の申立を行い、多額の不良債権を発生させました。

本件に関して特に問題となるのは、実際は担保不足であるのに、無価値の山林を高価に評価し、融資を実行した点です。

しかも、この山林は融資直前に当債務者の連帯保証人から名義を移転してもらったものです。

- ② 債務者から融資を強く求められ、債務者所有の不動産には他の金融機関が担保権を有していて、明らかに無余剰と判断されるのに、その土地が10億円の価値を有するとの債務者が提出した鑑定書を妄信し、

わずか8ヶ月の間に1億5000万円を融資しましたが、その債務者は後に銀行取引停止処分を受け、ほとんど全額が回収不能となりました。

- ③ ある債務者については、貸付限度額一杯まで融資しており、それ以上の融資ができなかったため、その債務者の従業員、身内、また、親しい企業名義を使った融資、すなわち迂回融資が行われ、ほぼ全額が不良債権化しています。

以上のとおり、問題点は浮き彫りになったものの、実際に民事訴訟などを提起するためには、さらに融資金の流れを裏付ける書類、融資当時の不動産価値の正確な把握、関係者からの詳細の聞き取り等が必要であり、現時点までに収集した資料だけでは、残念ながら責任追及に踏み切るまでには至っておりません。

(3) 一般的な善管注意義務違反について

上記のとおり、余資運用や個別の融資案件において現時点では直ちに損害賠償請求に結びつくような個別・具体的法令違反が認められないことから、当金庫と旧経営陣との間の委任契約（信用金庫法第64条、商法第254条）に基づく一般的な善管注意義務の違反を理由とした損害賠償の請求が可能かどうかを検討する必要がありますが、これについては、現在検討しているものの、現時点での調査結果からは結論を出すまでには至っておりません。

(4) 旧経営陣に対する刑事告訴・損害賠償請求権等の処理

旧経営陣に対する刑事告訴・損害賠償請求権等につきましては、上記のとおり現時点において責任追及に踏み切るまでには至っておりませんが、今後、㈱整理回収機構等による調査が進み、責任追及できる案件が特定される可能性があるため、㈱整理回収機構において引続き責任追及が行いよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を㈱整理回収機構に譲渡する予定です。

以 上